明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令（三三二）　二
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令（三三三）　二
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三四）　三
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（三三五）　四
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院八）　四
〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は愛知県及び長野県へ行幸啓になる件（宮内庁一〇）　四
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（金融庁四八）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三九四）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務四〇五）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二一一八～二一二五）　五
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（経済産業二五六）　六
○航空交通管制圏における規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（国土交通一一五七）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁四九、五〇）　七
○道路に関する件（東北地方整備局二二五～二二八）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局八二）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一五五）　八
○道路に関する件（北海道開発局二三九）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則（内閣）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
商業登記抹消、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、登録個別信用購入あつせん業者の登録失効、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、公示送達関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二七
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令（政令第三三二号）
（内閣府本府）
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係
1　条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとした。（第二〇条、第二一条及び第二九条の二関係）
2　その他所要の規定の整理をすることとした。
二　財務省組織令の一部改正関係
所要の規定の整理をすることとした。（第八九条関係）
三　この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第六五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三三号）（国土交通省）
1　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一・五とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三四号）
（環境省）
1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二七年法律第五〇号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。